政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

はぴりゅうぬいぐるみ新幹線バージョン調達業務について、次のとおり地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１６５条第２項第２号の規定により、次のとおり公告する。

令和４年６月７日

福井県知事　杉本　達治

１　随意契約した内容

（１）契約名称　　はぴりゅうぬいぐるみ新幹線バージョン調達業務

（２）業務内容　　ぬいぐるみの調達

（３）履行期間　　令和４年６月７日から令和４年１０月７日まで

（４）担当部署および履行箇所

福井県交流文化部新幹線開業課（福井市宝永２丁目４－１０）

電話　０７７６－２０－０５４６

（５）契約金額　　金　６６０，０００円

２　契約の相手方

福井市光陽２丁目３－２２ 福井県社会福祉センター内

社会福祉法人　福井県セルプ　　理事長　大舘　嘉昭

３　契約年月日

令和４年６月７日

４　契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

５　担当部署　　住　所：福井市宝永２丁目４－１０

所　属：福井県交流文化部新幹線開業課

連絡先：０７７６－２０－０５４６